

障害者地域生活支援センター委託料に係る消費税の取扱いについて

本市では、障害のある方やその家族等からの相談を受けて、障害福祉サービスに関する情報提供や助言等を行う障害者相談支援事業について、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）の非課税事業に該当するものとして、社会福祉法人等が運営する障害者地域生活支援センターに委託して実施していますが、令和5年10月に当該事業は課税対象事業である旨の事務連絡が国から発出されました。

当該事業については、平成13年5月の消費税法基本通達等の一部改正において、社会福祉関係の非課税範囲として規定されていましたが、その後の障害者関係法令の改正及びそれに伴う基本通達の見直しの中で、国において、当該事業に係る課税の取扱いについての対応や自治体への周知がされていなかったことが、本市も含め、多くの自治体が非課税事業として取り扱っている要因であると認識しています。

一方で、当該事業の受託法人においては、平成30年度からの委託料に係る税務署への修正申告、消費税等及び延滞税・無申告加算税相当額の追納等の対応が必要となることから、本市がこれを補てんすることとし、3月補正予算案に必要な経費を計上する予定ですので、概要及び今後の対応を御報告します。

1 概要

平成13年5月7日付けの消費税法基本通達等の一部改正において、社会福祉関係の非課税範囲として、第二種社会福祉事業に、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における障害者相談支援事業が規定されていることから、本市では非課税事業として取り扱ってきた。

平成18年度に障害者自立支援法が施行（これまで個別法で規定されていた3障害が一元化）され、事業の根拠法が変わり、規定上、市町村が行う障害者相談支援事業は課税事業となったものの、当時、国から課税事業として取り扱う旨の周知が行われず、また、これまでと事業内容に変更がないことから、本市では引き続き、第二種社会福祉事業の相談支援事業に該当するものとして、現在まで非課税事業として、市内の15か所の障害者地域生活支援センターに対し、委託を実施してきた。

令和5年7月に、中部地方の半数超の自治体が当該事業を非課税として取り扱っている旨が報道されたことを受け、令和5年10月4日付けでこども家庭庁及び厚生労働省連名の事務連絡が発出され、以下の取扱いが示された。

- 市町村が行う障害者相談支援事業は、社会福祉事業に該当せず、かつ、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象事業であること
- 自治体が当該事業を民間事業者に委託する場合の委託料については、委託料に消費税等を加えた金額を受託者に支払う必要があること
- 本内容については、国税庁とも協議済みであること

2 国の認識

本市としては、障害者自立支援法が施行された平成18年当時、当該事業の課税の取扱いに関して、国から自治体への周知が行われず、課税となった経過や理由が不明であること、また、高齢者施策（相談支援事業を委託した場合は、原則、非課税）との整合性も踏まえ、当該事業はその性質上、社会福祉事業に該当し、非課税事業であるべきと認識していることから、令和5年12月に要望書（別紙参照）を提出のうえ、協議するなど、国に対し、必要な確認及び要望を行ってきた。

これに対し国からは、当該事業の課税の取扱いについて、これまで明確に示しておらず、自治体の混乱を招いていることについて謝罪のうえ、以下のとおり回答があった。

(1) 平成13年当時（3障害を個別法で規定）における課税・非課税の認識

- ・ 平成13年当時の市町村事業としての相談支援事業は、個別法において明確に規定されておらず、国からの通知に基づく事業の位置付けであった。
- ・ 市町村が実施する相談支援事業が法律上明確に定められたのは、障害者自立支援法が施行された平成18年であり、昨年10月の事務連絡において、社会福祉事業には当たらず、課税と整理した。

(2) 高齢者施策との整合性に関する認識

- ・ 高齢分野の包括的支援事業は、平成17年の介護保険法の改正時に創設され、従来から社会福祉事業である老人介護支援センターの設置者に対し、市町村は事業を委託できるとされたものである。消費税については、老人介護支援センターを経営する事業の一環として、包括的支援事業を行う場合は、社会福祉事業が行われるものとして、非課税としていた経過がある。（社会福祉事業には該当しないものの、非課税との位置付け）
- ・ 一方、障害分野の当該事業は、平成18年に明確に法定化されたものであり、当初から非課税事業として実施していた高齢分野の相談事業とは経過が異なるため、一律に非課税事業と取り扱う必要はない。

(3) 今後、社会福祉事業として取り扱うことについての認識

- ・ どの事業を社会福祉事業と規定するかは、公的な助成を通じた普及や育成が必要な事業であることや、サービスの質の確保のための公的な規制が必要な事業であること等を総合的に勘案して、国の審議会で判断されるが、市町村が実施する事業に対して公的に規制することは、なじまないと考える。
- ・ なお、昨年12月に同趣旨の質問主意書が提出されており、同月に閣議決定を経て、社会福祉事業に位置付ける等の制度見直しを行う考えはない旨の答弁を行っている。

3 本市における今後の対応

(1) 受託法人への対応

今般の事務連絡において、当該事業が課税である旨が示されて以降、国に対しては、個別照会や要望活動等を通じて見解を質してきたところであるが、課税と見解が示されており、質問主意書に対しても同様に答弁されていることから、国において直ちに取扱いが改められる見通しはない。

このため、現行の規定上、当該事業は課税事業とならざるを得ず、受託法人においては、税務署への修正申告・消費税等を速やかに追納する必要があることから、受託法人が不利益を被ることのないよう、追納される消費税等及び延滞税・無申告加算税相当額（現年度分及び過去5年分）について本市が補てんを行うこととし、その必要経費について、3月補正予算案に計上する。

ア 対象法人数 12法人（市内の15か所の障害者地域生活支援センターに委託）

イ 追納が必要な消費税等の総額 268百万円

（単位：円）

税目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
本税	34,630,000	39,258,000	43,820,000	43,846,000	42,960,000	44,536,000	249,050,000
延滞税	4,367,000	3,927,000	3,243,000	2,030,000	876,000	0	14,443,000
無申告加算税	721,000	827,000	920,000	921,000	882,000	0	4,271,000
計	39,718,000	44,012,000	47,983,000	46,797,000	44,718,000	44,536,000	267,764,000

※ 税額を遡って確定できる範囲は過去5年分まで（国税通則法第70条）

(2) 国への要望

障害者相談支援事業は、平成13年の消費税法基本通達の一部改定において、社会福祉事業として非課税と明記され、当時国からも社会福祉事業である旨周知されていたことから、国から説明のあった平成13年当時の認識や、高齢者施策との整合、市町村が実施する事業は社会福祉事業等になじまないとする理由等について、なお承服しがたい点があるため、他の政令市とも連携し、引き続き、国に取扱いを改めるよう要望する。

4 他の政令市の状況

政令指定都市20市中14市（7割）が非課税事業として、委託契約を実施しており、非課税としている全ての政令市が補正予算等により、補てんを行う予定。

障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱いに関する要望書

今般、国において、障害者総合支援法（以下「法」という。）における障害者相談支援事業等に係る社会福祉法及び税務上の取扱いについて、令和5年10月4日付け子ども家庭庁及び厚生労働省社会・援護局事務連絡が発出され、法第77条第1項第3号を根拠として市町村が実施する障害者相談支援事業は、社会福祉法第2条第2項及び第3項の各号いずれにも該当せず、社会福祉事業に該当しないこと、また、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象である旨が示された。

障害者相談支援事業における社会福祉法上の取扱いについては、平成13年5月7日付けの消費税法基本通達等の一部改正において、社会福祉関係の非課税範囲として、第二種社会福祉事業に、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する相談支援事業が含まれており、非課税事業であったと解釈できるが、自治体に対し、課税となった経過及び理由について、明確に示されておらず、全国的に非課税事業として取り扱われてきたものと認識している。

また、高齢分野における同種の相談事業である包括的支援事業については、非課税となっており、整合性が図られていない。

本来、障害者相談支援事業は、その性質から、社会福祉事業に該当し、税務上の取扱いについても、消費税法第6条及び同法別表第一第7号ロに基づき、消費税を非課税とするべきであると認識していることから、下記のとおり、要望する。

記

- 1 従来、消費税が非課税とされていた障害者相談支援事業について、課税となった時期・経過・理由・自治体への周知内容、高齢分野との整合性について、明確に示すこと。
- 2 本来、障害者相談支援事業は、その性質上、社会福祉事業に該当し、消費税を非課税とするべきであるため、今後の取扱いについて、国税庁と調整すること。
なお、令和5年10月4日付け事務連絡に記載されている法第77条第1項第3号、法第77条の2及び法第78条第1項に關係する各種事業も含めて調整すること。

令和5年12月27日
京都市長 門川 大作